

## 公益財団法人愛媛県消防協会職員の給与に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人愛媛県消防協会定款第45条第2項に規定する事務局長及び職員（嘱託又は臨時的に雇用された職員を除く。以下「職員」という。）の給与の支給に関して基本的な事項を定めることを目的とする。

### (準用規定)

第2条 職員の給与については、この規則及び別に定めがあるものを除き、愛媛県の職員について定めるこれらの条例の規定を準用するものとする。

### (読替規定)

第3条 前条の規定により準用する愛媛県の条例中「愛媛県」又は「本庁」とあるのは「公益財団法人愛媛県消防協会」（以下「協会」という。）と、「知事」又は「任命権者」とあるのは「公益財団法人愛媛県消防協会会長」（以下「会長」という。）と読替える。

### (給与等)

第4条 職員には、次の各号に掲げる給与を支給する。

(1) 給料

(2) 扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当及び管理職手当

2 協会又は愛媛県若しくは愛媛県下の各市町（一部事務組合を含む。）を退職した後、協会に雇用された職員（以下「再雇用職員」という。）には、前項第2号に規定する手当のうち、通勤手当以外の手当は支給しない。

### (給料表)

第5条 職員に適用する給料表は、愛媛県職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「県条例」という。）第3条第1項第1号の規定によるものとする。

2 再雇用職員の給料については、前項の規定に準じ、2級13号給とする。

3 協会に新たに雇用された職員の初任給は、第1項の規定に基づき、1級5号給とし、必要に応じて修学年数の調整を行うことができる。

### (給与等の支給)

第6条 第4条第1項に規定する給与等は、毎月1回会長の定める日に、現金で職員に支給する。

### (給料の減額)

第7条 職員が会長の承認を得て、私傷病のため勤務しないこととなった日から引き続き90日を超えるときは、給料の全額を減ずる。ただし、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、会長の承認を得て勤務しないときは、この限りでない。

2 職員が前項本文の状態になったときは、第4条第1項第2号に規定する手当は支給しない。

(手当の支給額等)

第8条 第4条第1項第2号に規定する手当(管理職手当を除く。)の支給額等については、県条例に定めるところによるものとする。

(管理職手当)

第9条 管理職手当は、次の各号に掲げる職員(再雇用職員を除く。)にそれぞれの支給割合を乗じて得た額を支給する。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 事務局長 給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の10

(2) 事務局次長 給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の8

2 前項第1号及び第2号に規定する職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(第7条第1項ただし書の場合を除く。)は、管理職手当を支給することができない。

(休暇等の給与)

第10条 公益財団法人愛媛県消防協会就業規則(以下「就業規則」という。)第23条に規定する年次有給休暇、同規則第31条に規定する慶弔休暇及び同規則第32条に規定する裁判員等のための休暇は、有給休暇とする。

2 就業規則第17条及び同規則第24条から第30条までに規定するそれぞれの休暇等の期間又は時間は、無給とする。

(その他)

第11条 この規則に定めのない事項については、必要の都度会長が決定する。

## 附 則

1 この規則は、平成25年6月1日から施行する。

2 財団法人愛媛県消防協会職員給与支給規程は、廃止する。